

# 障害者雇用企業に対する優遇制度における登録に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある人の雇用の促進及びその職業の安定を図ることを目的として障害者雇用企業に対して行う、県の指名競争入札及び随意契約等における優遇のための登録について、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第5号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者をいう。
- (2) 常用雇用労働者 雇用契約の形式いかんを問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される者（見込みを含む。）をいう。
- (3) 短時間労働者 常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいう。

## (算定方法)

第3条 常用雇用労働者（障害のある人を含む。）の数の算定方法は、次に定めるところによる。

- (1) 短時間労働者を除く常用雇用労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者）については、1人につき1人分と算定する。
- (2) 短時間労働者については、1人につき0.5人分と算定する。ただし、当分の間、精神障害のある短時間労働者については、1人分として算定する。

## (登録要件)

第4条 県は、次の要件を全て満たす者を障害者雇用企業として登録するものとする。

- (1) 庁舎等管理業務、情報システム開発等、森林整備工事、建設工事、建設関連業務、土木施設維持管理業務又は物品購入等（物品の製造の請負、買入れ又は売払い）の入札参加資格者名簿のいずれかに登載されていること。
- (2) 県内に本店、支店、営業所等を有すること。
- (3) 每年6月1日時点の県内の本店、支店、営業所等における、常用雇用労働者のうち障害のある人の数の合計数が、常用雇用労働者の数の合計数に100分の2.3を乗じて得た数（1人未満の端数がある場合は切り上げる。）以上であること又は静岡県障害者就労応援団（別に県が定める静岡県障害者就労応援団登録制度要綱（平成24年7月4日施行）に基づき登録された企業をいう。以下「応援団企業」という。）として登録されていること。

(4) 物品購入等（物品の製造の請負、買入れ又は売払い）の入札参加資格者については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業であること。

（登録の申請）

第 5 条 前条の登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第 1 号）に障害者雇用状況内訳書（様式第 1 号の 2）及び次のいずれかの確認書類を添えて、知事に申請するものとする。ただし、応援団企業については、この限りでない。

- (1) 障害者雇用状況報告書の提出義務のある企業の場合は、ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し（直近の 6 月 1 日現在の雇用状況がわかるもの）
- (2) 障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業の場合は、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し（1 人分）
- 2 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写しの提出にあたっては、使用目的を障害のある人本人に伝え、承諾を得るものとする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写しについては、プライバシー保護の観点から、顔写真、障害名をマスキングした上で提出するものとする。
- 4 障害のある人の確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成 17 年 11 月 4 日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第 1104005 号）に従い、適正な把握、確認に努めるものとする。

（登録）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果適格と認める者又は応援団企業のうち障害者雇用企業に該当する者について、登録者名簿（以下「名簿」という。）（様式第 2 号）に登録するとともに、障害者雇用企業審査結果通知書（様式第 3 号）により当該登録者に通知するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の審査の結果不適格と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（登録の有効期限）

第 7 条 登録の有効期限は、登録日から最初に到来する 7 月 31 日までとする。

（変更後の届出）

第 8 条 名簿に登録された者は、次のいずれかに該当するときは、登録事項変更届（様式第 4 号）により速やかに知事に届けなければならない。

- (1) 所在地、名称、代表者に変更があったとき。
- (2) 第 4 条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 登録されている業種に係る営業を廃止したとき、又は他の業種を登録しようとすること。

(登録の取消し)

第9条 知事は、名簿に登録されたものが次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 前条第2号に該当するとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により登録を受けたことが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該企業に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録を取り消した企業については、当該取消しの日から起算して、1年間は登録を行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月14日から施行する。

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。